公　告

諸　事　項

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 27 年７月 24 日

中国地方整備局長　尾藤　　勇

1　処分をした年月日　平成27年７月３日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社オーシャンテック　加治　尚幸　山口県下松市美里町３－24－11　国土交通大臣許可（般－22）第16288号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（とび・土工工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成27年５月１日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 27 年７月 24 日

中国地方整備局長　尾藤　　勇

1　処分をした年月日　平成27年７月３日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社ホンムラ　本村　泰之　島根県安来市島田町431－１　国土交通大臣許可（般－24）第17308号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、屋根工事業、板金工事業、建具工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成27年５月21日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 27 年７月 24 日

中国地方整備局長　尾藤　　勇

1　処分をした年月日　平成27年７月３日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　蜂谷工業株式会社　蜂谷　泰祐　岡山市北区鹿田町１－３－16　国土交通大臣許可（特－24）第2652号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（清掃設備工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成27年６月１日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 27 年７月 24 日

中国地方整備局長　尾藤　　勇

1　処分をした年月日　平成27年７月３日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社小田組　小田　竜平　岡山県井原市芳井町川相230－２　国土交通大臣許可（般・特－23）第3060号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業に関する特定建設業の許可及び消防施設工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成27年５月31日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

平成二十六年度那覇空港滑走路増設事業に係る事後調査報告書の縦覧について

沖縄県環境影響評価条例（平成十二年条例第十七号。以下「条例」という。）第四十九条第二項において準用する同条例第三十六条の規定に基づき、平成二十六年度那覇空港滑走路増設事業に係る事後調査報告書（以下「事後調査報告書」という。）を作成したので、同条例第四十九条第二項において準用する同条例第三十八条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成二十七年七月二十四日

一　事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
事業者の名称　内閣府沖縄総合事務局　国土交通省大阪航空局
代表者の氏名　内閣府沖縄総合事務局長　河合　正保　国土交通省大阪航空局長　蒲生　猛
主たる事務所の所在地　沖縄県那覇市おもろまち二丁目一番一号　大阪府大阪市中央区大手前四丁目一番七十六号

二　対象事業の名称、種類及び規模
対象事業の名称　那覇空港滑走路増設事業
対象事業の種類　滑走路の新設を伴う飛行場及びその施設の変更
対象事業の規模　公有水面の埋立て（滑走路の新設を伴う飛行場及びその施設の変更）　滑走路の長さ二千七百メートル（公有水面の埋立て）　約百六十ヘクタール

三　対象事業が実施されるべき区域（滑走路の新設を伴う飛行場及びその施設の変更）
沖縄県那覇市字大嶺、沖縄県那覇市字大嶺及び豊見城市字瀬長地先公有水面（公有水面の埋立て）
沖縄県那覇市字大嶺及び豊見城市字瀬長地先公有水面

四　事後調査の実施期間
平成二十六年二月二十五日から平成二十七年三月三十一日まで

五　事後調査報告書の縦覧の場所、期間及び時間
縦覧場所
沖縄県那覇市おもろまち二丁目一番一号　内閣府沖縄総合事務局開発建設部空港整備課
大阪府大阪市中央区大手前四丁目一番七十六号　国土交通省大阪航空局空港部空港企画調整課
沖縄県那覇市泉崎一丁目二番二号　沖縄県行政情報センター
沖縄県那覇市泉崎一丁目一番一号　那覇市企画財務部企画調整課
沖縄県浦添市安波茶二丁目一番一号　浦添市民部環境保全課
沖縄県糸満市潮崎町一丁目一番地　糸満市企画開発部政策推進課
沖縄県豊見城市字翁長八百五十四番地一　豊見城市企画部企画調整課
縦覧期間
平成二十七年七月二十四日から同年八月二十四日まで　午前九時から午後五時まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く）

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２７年（家）第８７８号

埼玉県蕨市北町２丁目２番５号
申立人　矢作　　哲
本籍高知県吾川郡仁淀川町下名野川184番地、最後の住所埼玉県さいたま市見沼区大字新堤116番地１　みんなの家七里新堤、死亡の場所埼玉県さいたま市大宮区、死亡年月日平成27年３月１日、出生の場所高知県吾川郡名野川村、出生年月日昭和22年11月27日、職業無職
被相続人　亡　藤原　清志
事務所埼玉県戸田市本町２－10－１　山昌ビル301　戸田総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　松本　紘明

さいたま家庭裁判所